

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成30年2月14日(水)
---------------	---------------------

②施設・事業所情報

名称：アスクなるこ保育園	種別：保育所
代表者氏名：清水 なおみ	定員（利用人数）：60名（58名）
所在地：愛知県名古屋市緑区鳴子町4-43	
TEL：052-899-3773	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成27年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス	
職員数	常勤職員：17名
専門職員	(園長) 1名 (栄養士) 1名
	(主任) 1名 (給食調理員) 5名
	(保育士) 14名
施設・設備の概要	(居室数) 5室 (設備等) 園庭・調理室・相談室

③理念・基本方針

★理念	<p>法人 子どもたちの笑顔のために・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全、安心を第一に ②いつまでも思い出に残る保育園であること ③本当に求められる施設であること ④職員が楽しく働けること <p>施設・事業所 子どもの自ら伸びようとする力、後伸びする力、五感で感じる保育</p>
★基本方針	<p>健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣が身に付くようにします。 人との関わりの中で、愛情や信頼感、人権を大切に作る心を育てると共に自主性や協調性が培うようにします。</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

開園3年目となり、行事への取り組みなども、保護者に趣旨を伝えながら家庭を巻き込んで子どもたちと作り上げる姿勢に意識をもち、取り組んできた。子どもたちの声や保育士の思いを伝えながら、子ども達を共に育てるということをアピールしている。

個人面談等でも、普段知らなかった子ども達の姿を保護者と共有することができている。子どもを中心に生活スタイルを考えていくことが家庭でも自然に行えるような関わりを持ち続けていきたいと考えている。

昨年より行っている課外レッスン(体操・英語教室)も好評で、外部講師に職員が研修をしてもらい、それを保育の中で生かし子どもたちの成長により専門性を持って関わるができている。食育では栽培からクッキングまで楽しむ姿がみられる。

開園から継続して、職員が全園児の特徴や担任の関わり方などを理解して保護者にも声を掛けるなどの園全体での温かい雰囲気作りと一人ひとりを大切に保育を目指している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年11月1日(契約日)～ 平成30年5月1日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成28年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上への取組

園長の保育の質の向上のコンセプトは、「子ども・保護者・保育士が共に楽しいこと」を挙げている。見える形にするために、今年度から名古屋市の「自己評価チェックリスト」の活用を始め、職員に気づきの機会を持たせている。研修計画は、「目標設定」→「保育実施」→「研修」→「目標振り返り」→「面談」のサイクルを回し、この取り組みを目標管理として位置付けている。職員一人ひとりの成長が、子どもや保護者に良い影響を与えると信じて取り組んでいる。

◆遊びの工夫

遊びも子どもの成長には欠かせない要素であるとし、年齢に合った手作りの玩具を揃えている。0歳児が玩具に興味を示すよう、手造り玩具を用意して発達の援助をしている。大人から見れば、一見いたずらとみられるティッシュペーパー出しの行動を、遊びに換える等の工夫もされている。視覚・聴覚や運動機能が著しく発達する時期でもあるだけに、発達に合った玩具の提供を心がけている。

◇改善を求められる点

◆積極的な実習生の受け入れを

実習生の受け入れを積極的に行うことを期待したい。職員の採用は法人が行うが、実習生を多く受け入れることが安定した採用に繋がることが期待出来る。実習生の受け入れは職員の気付きの機会となり、職員育成にも繋がる。法人採用課と連携し、採用活動の一環として教育機関で行う事業説明会に帯同し、実習生受け入れを関係学校等へ文書で申し入れすることを期待したい。

◆字句、文言の整合を

保育所選択のための情報提供ツールとして、パンフレットや入園案内資料等が用意され、また入園に際しては「重要事項説明書」によって提供する保育サービスの詳細が説明されている。その中の説明文に、言葉遣いの違いが散見された。例示するなら、次の通りである。「夕ご飯と補食」:「ご飯とおやつ」、「障害児保育」:「障がい児保育」等である。法人、保育園の一貫した姿勢を見せるためにも、言葉の整理を望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けると、できていない所が明確になり、園としてや個人としての課題がはっきりします。同じ指摘を受けないよう、無理なく改善等できるよう取り組みます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 a · b · c
評価機関のコメント		
入園説明会の時に「入園のご案内」(重要事項の説明)を、対象となる保護者全員に配付している。その最初のページに「運営理念」が掲載されており、詳細に説明を加えている。入園説明会には職員も同席しており、運営理念の理解を深める機会となっている。園に在園する子どもの保護者へは、内容に変更がある度に配付して理解・浸透に努めている。更に玄関と職員室に掲示し、常に復唱できる状態にある。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 a · b · c
評価機関のコメント		
法人(株式会社)主導で経営されている園であり、開設して3年目である。円滑な園運営(現場での保育)に主眼が置かれ、経営状況をつぶさに把握できる状況ではないのが実情である。園の建物は新築の賃貸物件で補修の心配もなく、園の収支は法人の運営支援課に一切委ねており開示はされていない。次年度以降は、運営支援課と話し合い、経営面の課題等についても把握に努めることを期待したい。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a · b · c
評価機関のコメント		
経営課題の一つは、潜在保育ニーズの把握であると認識している。新入園児を直接募集することは出来ないが、緑区から保育可能園児枠の問い合わせには的確に答えている。また、開設3年目を迎えた園であるため経験の浅い職員が多く、保育の質の向上に向けて来年度はビデオ研修を取り入れる企画をしている。更に職員の安定確保に繋げるため、法人採用課の専門学校訪問に帯同し、採用説明会に同席してPR活動をしている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a · b · c
評価機関のコメント		
法人による「5年長期計画目標」の指導があり、様式も提供されている。しかし、計画項目の指導はなく、経過年度分を参考として現在の単年度計画が作成されている。複数年に亘るビジョン、経営課題、問題点の解決・改善、数値目標、収支計画等を織り込んだ中・長期計画は確認出来なかった。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
本基準が求めるレベルの中・長期計画の確認が出来ず、従ってそれに基づいた単年度計画は作成されていない。平成29年度事業計画は作成されており、法人へ提出している。計画は1～16項目に及び、園運営の必須事項が詳細に織り込まれている。但し、収支は法人の運営支援課に委ねており立案していない。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
平成29年度事業計画は、園長と主任が作成している。この計画書は、法人が経営する全ての保育所共通の項目で編成されている。園運営の必須事項を網羅しているが、評価・見直しには至っていない。今後は、(例えば今年度であれば)園の目標である「元気で明るい子」の具現化に向けた「事業計画」を策定することを期待したい			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
平成29年度事業計画書は法人へ提出するもので、保護者に開示するものではないと認識している。しかし、保護者アンケートの「事業計画説明の有無」の問いに83パーセントが肯定しており、否定はゼロパーセントである。園は入園説明会、保育参観、運動会等で周知に努めているのは「重要事項説明書」の内容で、年間行事も含んでいることから保護者はそれを事業計画と理解している。園運営全般にわたる事業計画の周知を願いたい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の質の向上とは、「子ども・保護者・保育士が共に楽しいこと」をコンセプトにしている。それに向けて、今年度から名古屋市の「自己評価チェックリスト」の活用を始めた。研修計画は「個人別年間研修計画」を上期、下期に分けて立て、「目標の設定」～「保育実践」～「研修」～「目標振り返り」～「面談」のサイクルを回し、目標管理としている。これらの施策が、保育の質の向上に繋がっている。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
行事を行う前に、「行事計画企画書」または「園内企画書」を担当職員が作成して提出している。園長は、実施前にコメントを付して担当職員へアドバイスしている。行事終了後は職員同士で話し合い、担当職員が反省及び改善に向けたコメントを付して報告する形をとっている。園長は、課題等のコメントを付してフィードバックをしている。まだ改善事例は少ないが、目標管理の一環として仕組み自体は有効に機能している。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「保育業務マニュアル」の中に「保育業務の基本」の項があり、各階層別の職務分担を明記している。年度始めに園長が自らの責任の所在を職員に伝えている。「保育業務マニュアル」は職員室に置いてあり、職員はいつでも閲覧出来る状態にある。「運営規程」にも職務内容の概要が記してあり、玄関に掲示してある。アクシデント発生時の緊急連絡フロー(職員室掲示)には園長の役割が記してあり、周知を図っている。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人が設置している「コンプライアンス委員会」については職員室、休憩室に掲示して職員へ周知している。また、「運営規程」の中に「関係法令を遵守し、保育を実施するものとする」と記してある。「保育業務マニュアル」の「個人情報について」に則り、個人情報の取扱いに関する確認テストを年1回実施している。保護者に配付する「入園のご案内(重要事項説明書)」の最終ページに「個人情報保護に対する基本方針」を掲げている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント			
体操の専門家による「体操教室」を、月2回行っている。3歳児と4、5歳児に分けて、17時～18時20分までの間で行っている。ネイティブ講師による英語教室は3、4、5歳児を対象に週3回開いている。保育園の定時以降に行き、保護者が迎えに来るまでの時間を有効に活用し、園内で行っていることが保育の質の向上(利用者の満足度)に繋がっている。「保育の質の向上とは何か?」を職員間で話し合い、共通認識を持つことを期待する。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント			
法人が進めているITC化に向け、園長はじめ職員が積極的に取り組んでいる。「園児管理システム(パステルApps)」と同時に、「園児管理システム(hugmo)」の導入を進めている。本システムは子どもの登降園情報、登園予定、メールの一斉送信(既読情報把握可)、印刷物の送信、子どもの写真送信等が可能となる。本システムの本格稼働により、職員のハンドリング(状況にあった対応)が軽減され、子どもや保護者に向かう時間が増えることが期待できる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
平成27年4月の開設時は、約半数が新卒の職員であった。職員の定着が重要であると認識しており、帰り掛けに職員への「声掛け」を励行している。その甲斐あって、平成29年度は離職者ゼロである。園長が、法人採用課が行う専門学校に於ける採用説明会に積極的に参加し、PRに努めている。平成29年度は4日間参加しており、園にも募集広告を掲示して採用活動に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「保育士人材育成ビジョン」が、「期待する職員像」として共通認識されている。1年目～4年目、主任、園長の階層別に目標、方法、内容が明記されている。このビジョンを目指して個人別年間研修計画(上期、下期)を作成している。賞与は、「自己査定」→「園長査定」→「スーパーバイザー査定」によって反映される。昇格は、「園長査定(面談)」→「スーパーバイザー査定」→「部長査定」による。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「働きやすい職場」の定義としてが、園長は「話し易い」、「休み易い」を挙げている。常に職員の就業状況を確認して把握しており、帰り掛けの「声掛け」はその一環である。出勤簿、給与明細に有休残を明示して有休取得のきっかけにしておき、職員は平均月に一回有給を取得している。法令で定めたストレスチェックを実施し、メンタルヘルスケアにも配慮している。法人ホームページに掲げる「良い職場推進委員会」の取り組みの職員周知を期待したい。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「保育士人材育成ビジョン」が、「期待する職員像」として共通認識されている。期待する職員を育成するためには、研修は欠かせない。その一つは、名古屋市の「保育所等職員研修計画」があり、自薦で参加できる。法人が用意している「自由選択研修」、「階層別研修」があり、更に厚生労働省が推進している「保育士等キャリアアップ研修」がある。受講者は研修報告書を提出し、他の職員へも周知を図っている。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「保育士人材育成ビジョン」は、教育・研修に向けた基本方針とも理解出来る。法人は「自由選択研修」、「階層別研修」を用意して受講の機会を設けている。「保育所保育指針」の改訂(2017年3月)についての研修の受講を促すことも含めて、園長は個人別年間研修計画(上期、下期)のアドバイスをし、年度の終わりにもアドバイスをして受講に重みを持たせている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人が用意している「自由選択研修」、「階層別研修」の案内は、職員へオープンにしている。受講は職員の希望を叶えることに努め、育成指導の意味で推薦もしている。「自由選択研修」は18時以降に行っている。「階層別研修」は対象となる職員の受講が必須で、手当を支給している。何れも研修費、交通費は法人が負担している。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「実習生受け入れガイドライン」に基づき、受け入れる用意がある。但し、開設3年目であること、近辺に専門学校がないこともあり、受け入れ実績はない。採用活動で専門学校を訪問した際に、実習生の受け入れが可能であることを文書で申し入れることを期待する。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の運営母体は東証上場企業である。従って、ホームページによりすべからく情報公開をしている。園は「平成28年度事業報告書」、「平成29年度事業計画書」を法人へ提出して情報開示している。保護者へは「入園のご案内(重要事項説明書)」、パンフレットを配付して情報開示に努めている。園長は知名度を上げるために、緑区役所にパンフレットを置いている。また、郵便局前の道路案内地図に園の掲載を申し入れて実現させた。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人による事前予告のない内部監査が毎月1回あり、内部にも日頃の状態を開示している。監査範囲は「経理会計処理」、「健康診断結果」、「消防設備」、「避難訓練」、「うつ伏せ寝」等で、事業運営の透明性が保たれている。それとは別に、年に1度の定期監査も受けている。監査結果の「改善指示書」により、改善活動を行っている。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年度は、地域のなるこ中央公園で行われた「夏祭り」に参加した。職員3名が参加し、看板を立てて店を出した。また、地域の長根台コミュニティセンターで年1回行っている「子育て相談」にも参加している。子育て相談には、民生委員・児童委員や他の保育園の職員も参加している。園の玄関に「子育て支援窓口」の貼り紙をして、子育て支援の姿勢を表している。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
法人の定めた「ボランティア受入れガイドライン」があり、ボランティアを受け入れる仕組みはできている。しかし、今年度はボランティアの受け入れ実績はない。過去には、職員の友人がサンタクロースに扮して来たことがある。誕生会に5名来訪し演奏会を開いたこともある。地域の小・中学校へ職場体験の申し入れや、地域の篤志家を招いたり、知人、友人を介してアトラクションを誘致したりすることを期待したい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保健所とは、園児の健康診断で連携している。1歳6ヶ月児及び3歳児の乳幼児健康診断と指導を受けている。地域の嘱託内科医、歯科医とも同様に強い連携がある。防災に関して、緑消防署から定期的に指導を受けている。園のパンフレットを緑区役所へ置いたり、地域の行事に参加したりして、今は知名度を上げることに努めている。地域の社会資源をリスト化する等、職員間の共有を図られたい。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
園庭開放や一時保育は、園のキャパシティー条件が満たせず行えていない。災害時の備蓄品として、飲食物、簡易トイレ70個、担架兼用ベンチ2台、リヤカー1台等が倉庫に保管してある。AEDは園内設置の貼り紙がしてある。自治会に出席し、園の存在と備蓄品・AEDの設置等をPRすることを期待したい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
園に「子育て支援窓口」の貼り紙をしている。地区役員である鳴子学区の自治会長が、時折来訪して地域の情報提供がある。夏祭りの打合せの機会に、地域住民や民生委員・児童委員と交流して活動の幅を広げている。運動会の会場の草取りや散歩の時は、近所の人達と挨拶を交わしている。園長は今、園の存在と知名度を上げることに懸命に尽力している。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する基本姿勢は事業計画や入園案内に記載されている。保育について年度初めに毎年会議の中で共通理解をするが計画性はない。会議等で話し合った記録も残されていない。職員が理解するための取組はしているが効果がまだ実践に生かし切れていないとの主任の声がある。昨年度の評価コメントから検討の必要な事柄を拾い出し、計画的に勉強会や研修に繋げるとよい。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護や虐待防止等の規程やマニュアルは整備されている。職員周知は研修と称して、個々にチェックリストで自己評価をしている。しかし、個人で終わっていて全体に広がっていないため、自己チェックが活かされていない。保育実践では、おむつ替えのためのコーナーを造ったり、カーテンで仕切ったり、プール時は男女を分けて着替えをする等の配慮をしている。不適切な事案発生時の対応は、明文化されていない。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択の情報提供は、パンフレット(入園のご案内)が園のみに設置されている。見学者にも同じ資料で説明している。ホームページでは、子どもたちの生活の写真が掲載されている。パンフレットや「重要事項説明書」の見直しはされているが、記録は残されていない。パンフレットと入園後に配布される入園のご案内や「重要事項説明」等で使われている文言に違いが見られる。(夕ご飯と補食:ご飯とおやつ、障害児保育:障がい児保育等)			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
説明資料は、入園のご案内(重要事項説明)を用いて説明されている。同意書も書面で残されている。特に配慮の必要な保護者への説明については、個別に対応しているがルール化はされておらず、記録も残されていない。今後、説明のルール化と記録を残されたい。なお、訪問調査当日には、資料と同意書を探すのに時間を要していた。保管・管理の方法に一考を要する。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
昨年度は引継ぎ文書がなくC判定であったが、今年度は引継ぎ文書が作成され、整備されていた。まだ転園児はいないが、途中入園児の引継ぎ文書は確認することが出来た。園の利用が終了した後、保護者が相談できる窓口としては、誰にでも相談できるシステムにはなっているが、説明内容が記載された文書はなく、口頭で終わっている。内容を記載した配布文書を作成し、それを基に説明することを望みたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
利用者満足度の把握は、保護者アンケートで行っている。6月の保育参観や8月の夏祭り、10月の運動会と、行事ごとにアンケートは行っているが、保護者へのフィードバックは全体をまとめて10月に報告している。そのため、保護者の印象が薄くなっており、分析・検討した結果が改善に繋がる効果も遅れている。アンケートの集計や改善策を検討した会議録も残されたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の体制が整備され、「入園のご案内」に記載され掲示もしている。第三者委員まで届く苦情はないが、苦情になる前の意見に対して早期に対応している。「何故午睡が必要か?」の意見に対しても、参観時に口頭で説明して保育の質の向上に役立っている。ただし、この対応に関しての記録は残していない。上手く解決できた事案に関して、後日の追跡のために適切な記録を残されたい。苦情解決(意見)された過去の記録は適正に保管されている。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保護者の相談・意見が述べやすい環境として、アンケートや保育参観がある。事務室入り口に、相談窓口と掲示されている。意見箱は玄関出入口の見やすいところに設置されているが、意見箱の利用がないのは目立ちすぎる場所に設置していることが原因と分析している。相談しやすい環境として、日々のコミュニケーション、連絡帳や送迎時の対話等がある。相談しやすい部屋の確保は難しいが、子どもがいない時間に保育室を使用することがある。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
相談や意見を受けた際の記録の方法や対応手順を定めたマニュアルはある。マニュアルの見直しの記録は、開設前の実施(日付)である。日々の連絡帳や送迎時に受けた相談等も、記録に残されたい。また、運営委員会(園長・主任・法人・保護者)が半年(6、3月)に1回開催されており、園の運営面での見直しをしたり、保護者意見に対しては法人や園の方針を伝えたりして、保育の改善に役立っている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
リスクマネジメントの委員会組織はないが、責任者を園長とする事故発生時の対応手順がフローチャートに示されている。見直しもされているが、これも園の開設前の日付である。ヒヤリハットは、他園で起きた事例を検討して原因分析をしているが、身近な自園での事例検討も実施されたい。「事故報告書」は再発防止策の記入欄があり、記録も残っている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
感染症予防、発生時等のマニュアルは整備されている。職員への周知のため、毎年1回法人から看護師が来て研修を実施している。しかし、今年度はまだ実施されていない。また、園ではインフルエンザの流行時には、保護者には掲示・口頭等で情報が提供されている。園には看護師がいいため、相談事は法人内の他保育園の看護師に聞き補っている。マニュアルの見直しは、開設前に実施されたものである。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「散歩マップ」を利用し、避難場所を書き加えて掲示している。毎月、計画的に消防訓練、避難訓練、防犯訓練が行われ、災害時の対応には万全を期しているが、引き渡し訓練はまだ実施されていない。また、行政や地域との連携の下での防災訓練は行っていない。初動時対応、保護者には伝言ダイヤルの利用、職員の安否確認は携帯で園長が確認することとしているが、出勤基準等、災害時に保育を継続するための対策は一部未整備である。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「業務マニュアル」として規程、マニュアルが1冊のファイルになっており、その中に標準的な実施方法も含まれている。文書はいつでも、誰でも見られるよう事務室に置かれているが、探すのに時間を要する。職員周知は1年目は研修で、2~3年目は会議の中で確認している。保育実践にすぐ活用出来るよう、また職員の経験差の解消にも役立つような保育の手引書となる冊子として整理することを望みたい。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保育の標準的な実施方法の見直しは法人として行われているが、園の開設以前の日付である。園としては検討会議を持っていないので、見直しの記録はない。検証や見直しの仕組みとしてPDCAサイクルを活用し、職員の意見を吸い上げて保育の質の向上に役立てられたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
入園前に、市と法人の様式に保護者が記入し、面談でアレルギーの有無や生育歴等の確認をしている。保育課程に基づいて指導計画が作成され、保育に反映させている。3歳未満児は個別指導計画を作成しているが、3歳以上児は個別指導計画がないため、アセスメントから計画・実施・評価、見直しまで、個の成長過程を連続して見ることはできない。3歳以上児についても、個別指導計画作成の検討をされたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保育課程に関し、年1回3月に会議で見直し計画があるが、見直しが実施された記録はない。指導計画の見直しは、毎月行っている。検討会議への参加職員や保護者等、組織的な仕組みは定めていない。昨年度の第三者評価の課題は明確にされているが、項目ごとの整理に欠け、踏み出せていない現状である。見直し、変更した内容を職員に周知する手順や方法が文書化されていない。課題の発見から見直しに至る項目を立て、PDCAサイクルを機能されたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
3歳以上児の個別の指導計画は作成されていないが、主要な情報の共有は会議で行っている。資料がそれぞれファイリングされており、経験の浅い職員が、それぞれの記録から子どもの状態の推移を読み取ることは難しい。しかし、複数担任の場合は、経験者が経験の浅い職員を指導する機会としている。また、主任は記録に差異が生じないように、鉛筆書きで個別にコメントしたり、修正を加えたりして指導法を工夫している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「個人情報保護規程」により、記録の保管・保存等は適切に管理されている。保護者には、情報開示請求について入園説明資料で説明しているが、ルール化はされていない。職員は研修として、個人情報保護の遵守を自己評価チェックリストを使い、各自が○×式で自己評価をしている。自己評価研修では理解できていても、具体的な場面では課題を残す部分もある。保育実践への反映の確認のためにも、継続した研修の実施が望まれる。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育課程は理念、方針に基づいて編成されている。なお、園の独自性が出せるように考慮して編成されるとよい。保育課程は年1回見直しをしているが、次の編成に役立てるための記録は残っていない。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>園舎は新しく清潔感がある。生活にふさわしい場として、環境整備に力を入れている。その一つに、早朝・延長保育における落ち着いて遊べる場づくりがある。保育室にコーナーを設け、静的な遊びである絵本やお絵かき、体を動かせるごっこ遊び、ままごと遊び等を考えている。まだ試行錯誤の段階で、定着はしていない。早朝・延長保育は異年齢集団であるため、発達や季節を考慮してのコーナーづくりが必要である。子どもたちが楽しめるコーナーづくりを期待する。</p>			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>評価日当日、3・4・5歳児の合同クラスで昼食を共にしたが、職員の語りは穏やかで、子どもの個人差に配慮して言葉かけをしている。特に年長児には食事時間を数字で示したり、片づけの時間等も数字で約束をしたりしている。まだ時間の観念が薄い子どももいるが、数字を意識していることで小学校への期待にもつながっている。子ども理解を深めるために、クラス会議で子どもの状況を話し合い、職員間で共有している。</p>			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもが自分の健康に関心を持つよう、インフルエンザの流行に対して、手洗いやうがいを励行している。年長児は、自分からやろうとする姿も見られる。特に3歳未満児には、自分でしようとする時にタイミングよく声掛けすると、生活習慣の習得がしやすくなる。</p>			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>異年齢で関わる保育の工夫として、散歩や昼食、延長保育等を通して、人間関係が自然に育まれるよう配慮している。交番を訪問する等、社会体験の機会がある。空き箱を用意しておく、子どもが自発的にそれらを利用して作品を作り上げている。年長児は空き箱で車を作り、棚に展示されていた。遊びの中で体を動かすことが出来るよう、リトミックや体操教室等では職員が援助している。造形活動同様、音楽関係も自由に体験できるような環境整備に期待したい。</p>			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>個別の指導計画の下、0歳児には手造り玩具で発達の援助をしている。一見いたずらとみられるティッシュペーパー出しの行動を、遊びに換える等の工夫もされている。視覚・聴覚や運動機能が著しく発達する時期でもあるだけに、発達に合った玩具の提供を心がけている。冷凍母乳の希望者はいない。発達に応じた離乳食も提供している。</p>			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>複数担任制のため、職員は連携して適切に関わり、保護者との連携は連絡帳や登降園時のコミュニケーションを利用している。評価日当日、子どもたちは落ち着いて遊んでいた。口唇期であり、玩具の消毒は毎日行われている。1・2歳児は自我の芽生える、保育の難しい時期でもあり、子ども同士の噛みつきや喧嘩等がある。保護者には状況説明をして理解してもらおうが、更に保護者理解のために、6月の参観時には発達に関する説明をしている。</p>			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育参観時に、クラス便りを出すことで、普段親としては気づかない子どもの姿や友達との関わりを紹介している。「クラス便りの回数を増やして欲しい」と保護者アンケートからは要望が出ている。子どもたちが保育で取り組んできた共同的な活動を、保護者にはホームページで知らせているが、地域や小学校に伝える工夫や取り組みはない。今後の課題として考えられたい。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもはいない。以前、ダウン症で歩けない子どもの問い合わせがあったが、階段がある園であり、環境整備が出来ていないことから入園を辞退された例がある。法人主催の研修で、職員は発達障害の研修に参加し、必要な知識を得ている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
1日の生活の連続性に配慮して指導計画は作成されている。職員の引継ぎは、延長保育日誌で申し送り事項に落ちないように連絡している。事故のあった場合は、担任が直接保護者に伝える等の配慮している。保護者が送迎で入室するため、子どもの遊びが中断したり、自分のお迎えかと情緒が不安定になったりする場面もある。長時間保育の子どもに配慮するためにも、保護者が入室しないで保育が継続される工夫もされたい。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
小学校との連携として、保育所職員と小学校教員との意見交換会には、園長と主任が参加している。今年度、卒園児の懇談会では、地域の学校や保育園、幼稚園の職員との交流が出来た。記録は担任が持つが、職員間で共有されたい。保育指導計画には、時間に関心を持つ、遊びの中で文字に関心を持つ等就学に向けての保育を展開している。配慮を必要としている子どもについては、「保育要録」の共有はするが、個々についての深まりに欠ける。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
こどもの「健康管理マニュアル」や「保健に関する計画」が作成されている。「衛生マニュアル」の見直しも実施されている。「SIDS(乳幼児突然死症候群)の保護者周知は、入園案内で文書化されている。職員周知は、法人内で組織化した内部監査員が突然訪問し、状況を把握している。睡眠時チェック表の記録はある。健康調査の更新は、昨年同様されていないが、来年度の実施に向けて検討中である。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健康診断等、診断結果を家庭での生活に活かせるよう、保護者に伝えての是非は、今回の保護者アンケートで100%の好結果が得られている。記録も確認できる。法人から毎月「保健便り」が発行され、家庭生活に活かせるよう排便・お風呂の温度等、その月に合った内容が記載されている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児対応はアセスメントを基に面談し、医師からの指示の下8名が個々の子どもの状況に応じた対応を適切に行っている。現在慢性疾患のある子は在籍していないが、昨年度も課題であった慢性疾患についての知識・情報等の研修を実施し、職員周知を図られたい。また、保護者にもアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図る取り組みもされたい。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
食育計画は保育課程に記載されている。「給食便り」は、法人が食育に関する理論を載せ、園の栄養士がクッキングのレシピや子どもの様子を担当して発行している。調理員や栄養士との関わりもあり、毎月1回クッキング保育を行い、園で収穫した野菜を使っての調理や5歳児が包丁、4歳児がピーラーと年齢に合った道具を使っての様子を紹介している。保護者から食に関する相談は離乳食が主であり、栄養士が丁寧に答えている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
検食は園長・主任が行っている。「衛生管理マニュアル」、「食中毒発生時の迅速な対応マニュアル」も整備されている。地域の食文化はないが、季節感のある献立になるよう配慮され、行事食として2月は鬼の顔のランチが振る舞われて子どもたちにも好評であった。ランチメニューの日は調理員・栄養士等が、食事の様子の観察や子どもからの質問に答える機会としている。また、下痢・口内炎等で通常の食事が困難な場合は、個別におかゆ等で対処している。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
保護者との日常的な情報交換は、連絡帳や登降園時のコミュニケーションであるが、記録に残す基準が明確でないため、内容は記録されていない。保護者が保育の意図を理解するための取り組みは、給食参観で子どもの様子を見て子どもの成長を確認したり、懇談会には保護者から先に話し合う内容を聞き、家庭と連携したりして、子どもの発達や育児について共に考える機会をつくっている。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
子どもの人数が60人弱のため、職員は全ての子どもの名前を知っている。保護者の顔も知っているという強みから、保護者とのコミュニケーションは良く信頼関係も築かれている。保護者からの相談もあるが、相談内容の記録がクラス担任で終わっている。共通理解をするための記録として残され、職員間で共通理解されたい。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
「児童福祉法」の一部改正があり、児童虐待の発生予防に力を入れることや、発生時の迅速な対応が求められている。研修が自己評価チェックリストで行われているが、チェックでの研修では理解不足であると自己評価している。常に子どもの心身の状態や保護者の精神面の変化に気づき、早期発見に心掛けたい。マニュアルは整備されており、マニュアルに基づく研修を通して、職員が実践でどのような効果を出したかを評価するような機会にしてほしい。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
自己評価は、年3回行っている。また、年2回自己査定を行っているが、いずれも職員の個人の段階で終わっている。個々から一歩進めて、自己評価を園全体としてまとめ、一人では気づけなかった良さや課題が職員の互いの学びになったり、課題を共有して改善に取り組むことにつながることを期待したい。			